

令和 4 年度第 1 回庁議提案 審議・**報告**・その他  
 提出日：令和 4 年 4 月 1 2 日  
 担当部・課：総務部市民税課〔内線 3 0 9 1〕  
 総務部資産税課〔内線 3 1 1 2〕

① 件名
個人住民税における個人所得課税及びわがまち特例等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】        令和 4 年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、個人住民税では、住宅借入金等の特別税額控除の適用期限を 4 年間延長するなど、税負担軽減措置等の整理合理化を行う改正がなされた。</p> <p>【目的】        関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】        地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）        地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）        地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）        石巻市市税条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）        石巻市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 5 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 3 月 地方税法等の一部を改正する法律公布（令和 4 年 4 月 1 日施行）        石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正について専決処分        （令和 4 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市市税条例関係</p> <p>(1) 個人住民税関係</p> <p>① 住宅借入金等特別税額控除の見直し        住宅借入金等特別税額控除を令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの居住者を対象に適用期限を 4 年延長し、新築住宅の控除期間を 1 3 年間に延長。</p> <p>② 上場株式等の配当所得等の課税方式の見直し        所得税と個人住民税において、異なる課税方式を選択可能であった上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させる。（令和 6 年度から適用）</p> <p>(2) 固定資産税関係</p> <p>① わがまち特例制度における課税標準の特例（新規 1 件、延長 1 2 件、縮減 1 件）【別紙 1】        ・新規：貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例（参酌：4 分の 3）</p> <p>② 宅地等に対して課する固定資産税の特例（負担調整）        ・令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 2. 5 %（現行：5. 0 %）とする改正</p>

<p>2 石巻市都市計画税条例関係</p> <p>① わがまち特例制度における課税標準の特例（新規1件）【別紙1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規：貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例（参酌：4分の3）</li> </ul> <p>② 宅地等に対して課する都市計画税の特例（負担調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%（現行：5.0%）とする改正</li> </ul>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】</p> <p>税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行年月日</p>
<p>石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正の専決処分（令和4年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。</p>
<p>⑨ その他</p>